

装置別にみた口腔内装置の算定法

すべての装置は未来院請求算定可

	印象	咬合採得	装着	調整	修理
口腔内装置					
イ 顎関節治療用装置	42点	口腔内装置 1 187点 口腔内装置 2 ×	口腔内装置 1 1,530点(装着料30点を含む) 口腔内装置 2 830点(装着料30点を含む) どちらかで算定。	220点 (月に1回、装着日は算定不可)	234点※
ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置	42点	口腔内装置 1 187点 口腔内装置 2、3 ×	口腔内装置 1 1,650点(装着料150点を含む) 口腔内装置 2 950点(装着料150点を含む) 口腔内装置 3 800点(装着料150点を含む)	120点 (口腔内装置 1、2 の場合のみ)(月に1回、装着日は算定不可)	234点※ (口腔内装置 1 に限る)
ハ 顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床	42点	×	680点(装着料30点を含む) 口腔内装置 1、2、3にかかわらず3の点数で算定。	×	×
ニ 出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した床	42点	×	680点(装着料30点を含む) 口腔内装置 1、2、3にかかわらず3の点数で算定。	×	×
ホ 手術にあたり製作したサージカルガイドプレート	42点	口腔内装置 1 の場合のみ 187点	顎変形症等の手術の場合、製作方法にかかわらず口腔内装置 1 の点数の1,530点(装着料30点を含む)で算定し、同一手術で複数の装置を使用する場合は、2 個目以降は口腔内装置 3 の680点(装着料30点を含む)で算定する。 顎変形症等以外の手術の場合、製作方法にかかわらず口腔内装置 3 の680点で算定する。	×	×
ヘ 腫瘍等による顎骨切除後、手術創(開放創)の保護等を目的として製作するオプチュレーター	230点	187点	1,100点(装着料300点を含む) 口腔内装置 3 で作製しても上記の点数で算定する。	×	×
ト 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作する口腔内装置	42点	×	680点(装着料30点を含む) 口腔内装置 1、2、3にかかわらず3の点数で算定。	×	×
チ 不随意運動によるくいしばり等による咬傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的として製作する口腔内装置	42点	×	680点(装着料30点を含む) 口腔内装置 1、2、3にかかわらず3の点数で算定。	×	×
リ 放射線治療に用いる口腔内装置	222点	×	1,650点(装着料150点を含む) 口腔内装置 1、2、3にかかわらず1の点数で算定。	×	×
睡眠時無呼吸症候群の場合					
1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 1	230点	口腔内装置 1 283点	3,300点(装着料300点を含む)	120点(装着日か装着日から1か月以内に1回限り)	234点※
2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 2		口腔内装置 2 ×	2,300点(装着料300点を含む)		
摂食機能の改善を目的とするもの(舌接触補助床)					
イ 新たに製作した場合	230点	187点	2,620点(装着料120点を含む)	×	234点 歯リハ 1(2)と同日算定不可
ロ 旧義歯を用いた場合			1,120点(装着料120点を含む)		
術後即時顎補綴装置(1顎につき)	230点	187点	2,800点(装着料300点を含む)	220点 (月に1回、装着日は算定不可) 歯リハ 1(3)との併算定可	234点※

※口腔内装置の調整と修理を同日に行った場合は調整の費用は修理に含まれ算定できない。装着月の修理の算定は不可。